

大阪地方裁判所委員会（第17回）議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

6月10日（水）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

平成21年6月10日（水）午後2時から午後5時20分まで

2 場所

大阪地方裁判所第2会議室

3 出席者

（委員）朝比奈千秋，桑代百合子，中周子，西脇一枝，弘本由香里，森克二，
薬師寺玲，山口信吾，吉川純一，高村順久，榊原一夫，並木正男，佐々木茂美（敬称略）

（説明者）深田要

（事務担当者）小佐田潔，林圭介，仙波啓次，高木繁，長路基樹，谷井洋文

（庶務）竹口智之，山本さおり

4 配布資料

パンフレット（初めて簡易裁判所を利用される方のために），簡易裁判所における民事諸手続ほか

5 議題

(1) 司法の利用相談窓口

ア 各相談窓口についての説明

（ア）簡易裁判所

（イ）弁護士会

（ウ）自治体

イ 各相談窓口の見学

(ア) 簡易裁判所

(イ) 法テラス

(ウ) 弁護士会

ウ 意見交換

(2) 次回テーマ

6 議事

(委員長：■ 委員(法曹関係者)：○ 委員(学識経験者)：◇)

(1) 大阪地方裁判所長のあいさつ



(2) 取り組みに関する報告

所長から、前回委員会で委員から出された意見を踏まえ、裁判所において取り組んだ内容につき、報告した。

ア 裁判員制度の実施に当たってのソフト面での対応

イ 裁判員裁判におけるセキュリティの確保について

ウ 会議室等への絵画の設置について

(3) 各相談窓口(簡易裁判所, 弁護士会, 自治体)についての説明



(4) 各相談窓口(簡易裁判所, 法テラス, 弁護士会)の見学

(5) 意見交換

◇：法テラスについて、この委員会で名前は聞いていたが、具体的にはどのようなものなのかは知らなかった。今日、施設を見学し、パンフレットをいただいたが、それでもまだ分からない部分がある。無料の相談と記載があるが、一般の相談なのか、経済的に困っている人の相談なのか、よく分からない。果たして、自分が何かトラブルにあって相談したいことがあったときに、ここにたどり着くのかなということと、いろいろな窓口機関があるようだが、どういうときにどのようにアクセスをするのかよく分からないという感想を持った。

○：法テラスというのは愛称で、正式名称は日本司法支援センターである。基本的には情報提供をする機関である。

法律相談については、一定の資力を欠く人については、無料で相談に応じている。他に、法律扶助、国選弁護、犯罪被害者支援を行っている。

法律扶助とは、資力のない人に弁護士費用等を立て替えるというものである。

法テラスは、こういう問題は、どこに相談に行けばいいですかという問い合わせに対して適切な窓口を紹介するというのが一番大きな役割である。

◇：法テラスという名前を聞いて、そこで相談窓口を紹介するところだという発想が浮かばない。司法相談センターなどと言ってもらった方がまだわかりやすいと思う。

○：今日も電話担当の人が言っていたが、たらい回しにならないようにそれだけは気をつけてやっている。

◇：それは素晴らしいことである。

■：かつては、人を介して、あるいは市役所に行ったり、自治体に尋ねたりして、相談窓口を探していた。司法制度改革において、何らかの総合案内窓口を作らないといけないという提言が出たので、それを受けて内閣が司法のネットワークを作りましょうという話になった。

具体的には、既存の相談窓口がたくさんあるので、国民がどこの窓口にも尋ね

ればいいのかわからない場合は、いろいろな窓口を一つずつ尋ねていかなければならなくなる。相談窓口を紹介してくれるセンターを作れば、そこを起点として振り分けることが可能になるので、法的な情報提供の一番の核、「連結点」となるものを作ろうと考えた。このような発想で、司法的な情報の提供機関として法テラスが創設された。

そのプロセスの中で、訴訟をやりたいんだけど、どうしたらいいのでしょうかという人のために情報提供という基本的なものの他に、少し性質は違うが、お金のない人のため法律扶助、被告人になった人がどうしたらいいのでしょうかというときの国選弁護、犯罪被害に遭った人がどうしたらいいのかというときの犯罪被害者支援の制度を、法テラスが行うこととなった。

なお、法律扶助は、長年、弁護士会に法律扶助協会があって、そこで行われていた。また、国選弁護については、これまで裁判所が取り扱っていた。

法テラスの基本は、情報提供であり、本部のコールセンターに尋ねれば、市役所に行けばいいのか、税務相談に行けばいいのか、あるいは、弁護士会や司法書士会に行けばいいのか教えてもらえる。

- ◇：法テラスで情報提供業務をやっておられるのは、たったの3席であるが、主業務が3席なのか。
- ：東京にコールセンターがある。そこにはたくさんのスタッフがおり、全国からの相談を受けられるようになっている。大阪については、大阪に直接かかってくるものだけを受けることになっている。
- ◇：そうするとやはり、全体の業務としては情報提供のウエイトが高いということか。
- ：そうである。
- ：地方事務所は何箇所あるのか。
- ：各弁護士会の所在地にあり、それ以外にもある。
- ◇：法テラスについては、しっかりしたシステムだと感じた。

そして、法テラスにしても簡裁にしても、窓口にいる人の重要性はとて大きいと感じた。応対する人によってずいぶん結果が変わってくるのではないかと。また、親切に応対することはいいことだが、逆に、何でも解決してもらえると
思って来られる人が結構多いのではないかと思った。

例えば、簡裁の受付では手続の説明を行っておられるが、来庁者の中には、困っているのに裁判所に来ており、ここで解決してくれると思っていたのに手続説明だけか、と言う人もいるのではないかと。法テラスにしても、どこに相談したらいいのかという情報提供だけということ、どこまで理解してもらえるのか、難しいのではないかと感じた。

- : 家庭裁判所でのことではあるが、かつては、窓口での手続案内を「家事相談」とネーミングしていたため、来庁者は、相談に乗ってくれるという思いからいろいろな話をされ、最後には身の上相談に発展してしまうことがあった。家事相談というのは、問題の中身に入らないんですよと言っても、ネーミングからして理解してもらえなかったことがあり、「手続相談」と名前を変えたという経緯がある。

現在でも、多くの方は、家庭裁判所だから、男女の悩みについては何でも相談に乗ってもらえると思って、たくさんの方が来られるのが事実である。手続相談を行う書記官からは、来庁者の話をどこまで聞くべきか悩むこともあると聞いている。

さきほどの法テラスで電話で相談を受けている人を見ていても、1人の相談時間が長かったのが印象的であった。



◇：消費者相談窓口では、相談者が来られると、1時間以上、相談を受けることは珍しくない。相談者の話は、契約当初から始まり、さらには1年前の話や直接的には関係のない付随したことなど多岐にわたる。相談は、午前中いっぱいかかることも多く、話を聞いてそれから業者と交渉をすることから、1日で終わる相談はまれであり、何箇月もかかる相談もある。

法テラスについては、一時話題になったこともあるが、一般消費者の人はそこで解決してもらえらると思っておられる方がほとんどであった。

法テラスに電話をしたら、消費者センターを紹介されたということで、消費者相談窓口で電話してこられる一般消費者の方もおられる。その中には、法テラスで話したことを一から同じ話をしなくてはいけないのでなんとかならないのかと言われてたり、消費者センターと法テラスとで連絡を取り合えないのかと言われる人もいた。

法テラスで、もう少し直接的なアドバイスができるような方法を作ってもらえればと思う。司法書士や弁護士は常駐されていないのか。

○：常駐している。

法テラスに来られる方については、資力要件などを聞いて30分程度の相談を受けているが、基本的には電話での情報提供である。

◇：消費者センターとしては、近くの消費者センターを利用してくださいとPRしていかなければならないと思う。

■：消費者庁ができて国民生活センターがこの4月から機能している。地方自治体の消費者センターが消費者問題の拠点地域となっていくと思われる。

ある意味ではだんだんとそういうものが整備されてくると、法テラスを通さなくても行うような広報活動も必要になってくるとと思われる。

◇：そうだと思う。

◇：法テラスの運営費は、どうなっているのか。国家予算になるのか。

いろんなトラブルがあると思うので解決する機関があったほうがいいとは思

うが、殺到すると予算がなくなったりするのではないか。

○：法テラスの運営費は、国家予算となる。

我が国の法律扶助の予算は、諸外国に比べると少ない。

法テラスに移管される前は、法律扶助協会に弁護士会が資金を出していて国の補助金は少なかった。

◇：私自身も法テラスの名前は知っていたが、皆様と同じように解決してくれるところだと思っていた。確かにマスコミにも責任があるかもしれないが、どうやって周知していくのかは難しい問題だと思う。

それこそ、消費者センターのことは知られているが、法テラスや新しくできる紛争解決機関の周知が必要だと思う。

◇：すべての窓口になるような機関が本当に必要なのか。消費者センターに電話すれば一回で済むと思う。たらい回しを避けると言われていたが、お話を聞いていると、逆にたらい回しになっているのではないかと感じた。ありとあらゆる相談窓口を広報することにより、直接アクセスできるようにしてもらったほうが効率がいいのではないか。

■：消費者問題についての相談機関は、熟成したとも思う。いずれは住宅問題、医療問題についてのADRも熟成していくことになることと思う。それまでは過渡的ではあるが、弁護士や司法書士の法律相談が必要となり、ADRが熟してくればそこに相談に行くようになると予想される。

◇：法テラスでいただいた資料によると、コールセンターにおける紹介先関係機関の内訳の中に、法テラス地方事務所というのがあった。法テラスのコールセンターが地域の法テラスを紹介しており、たらい回しのようになっている。

ホームページで、ある程度情報を公開して、例えばパソコン画面で自分でチェックしていくと相談先が紹介されるようなシステムを作ればいいのではないかと思った。

もう一つ思ったことは、弁護士報酬は高いと感じた。私も税理士として確定

申告の相談を行っているが、相談料報酬は1日張り付いて1万8000円である。

- ：弁護士会には、以前、報酬基準というものがあってその基準によって報酬が決められていたが、公正取引委員会からの指摘により基準がなくなり、現在では弁護士によって報酬額が違っている。

質問を入力して回答とするというシステムの実現は難しいと思われる。相談する人がすべての資料を開示して、自分に不利なこともすべて言ってくれるなら回答できるかもしれないが、大概、自分に不利な情報は言ってくれず、自分に都合のいいことしか言わないため、それを前提に回答すると不都合が出てくる。

- ◇：私が言った趣旨としては、そこまで求めているのではなく、たとえば、金銭の問題に関してどこに相談したらいいのかというのをホームページで公開すればいいのではないかと趣旨である。



- ◇：私は、調停委員と司法委員を兼ねているが、簡易裁判所では少額訴訟や市民型訴訟で弁護士や司法書士をつけずに自分で訴訟をしておられる方がたくさんおられる。簡易裁判所の裁判官は、壇からおりて身近なところまで寄って、時間をかけてじっくり話を聞いておられるなど、私もびっくりするくらい、非常に親切である。調停においては、私自身も、ゆっくり時間をかけて話を聞いてい

る。そういう意味で、簡易裁判所は、市民に身近な司法サービスの最先端であると思う。

しかし、残念ながら世の中にあまり知られておらず、調停委員をやっているという「何の委員か。」と言われることもある。私自身も調停委員になる時は、調停委員について全く知らず、たまたま先輩が調停委員をしていて、紹介をされてやってみようと思った。

調停は、非常に素晴らしい制度で内容も充実していて様々な専門家委員もいる。私は建築の専門委員であるが、いろいろな分野からの専門員が揃っている。しかし、残念ながら調停にたどり着くのは難しいのではないかと感じる。

新聞でも時々、法律相談の記事が載っているが、弁護士が書いておられるので、当然だが調停の扱いはわずかであり、少額訴訟や市民型訴訟、いわゆる弁護士なしでも訴訟ができるという記事を私は見かけたことがない。

最近では、裁判を傍聴して本を出版されている方もいるようだが、簡裁の事件の内容は地味だからか、話題性がないためか、新聞やテレビで伝えられる機会がほとんどなく、せっかくいい制度なのにいろんな意味で知られておらず、残念である。

最近、特定調停が非常に減ってきており、調停委員も余裕があり、中には月に一度程度しか裁判所に出てこられない調停委員もおられるので、どうせならもう少し活躍の場があればいいと思っている。

こんなに素晴らしい制度があることを一般の方にもっと知ってもらいたいと思っている。

最近では、近隣問題が非常に多く、目隠しをつけてくれとか、騒音とかのような問題もかなりある。そういった問題に対応していくのも簡易裁判所の仕事だと常々思っている。

内容が地味で話題性がないため、テレビや新聞もなかなか取り上げにくいと思っているが、来ている人は真剣であり、非常に悩んでおられて、法律論だけ

で解決できない内容も多く、相談に乗ったり、話を聞くのが仕事の一部だと思っている。裁判所は、調停制度の良さをもっと知らせる努力をしてもいいのではないかと思っている。

■：お話を聞いて少し反省しているところである。

裁判所は、どうしても事件について、向こうから来るのを待ち受けるというスタイルが基本であるが、ADRの中でも裁判型ADRは少し違うのだという意見もある。

裁判所内に作ったADRについては、訴訟とは違うのだから広報が重要であり、裁判所もそれなりに努力しなさいという御意見だと思う。性質の違うものを日本の裁判所は抱えてやってきているのだから、それぞれに応じて、在り方が異なる方がいいのではないかというひとつの御意見を頂戴した。

◇：私自身、相談をやっているわけではないが、住宅関係の相談も含めた市民への情報提供をする大阪市立住まい情報センターの総括企画員をやっている関係もあり、相談施設の現場の職員の大変さをよく目にしている。

対面する職員の資質が非常に重要だという話も出ていたが、相談を受ける人は、おそらく非常に重要な職種にもかかわらず、非正規雇用が多く、たぶんあまり高い給与を支給されていないと思われる。

消費者センターでも非安定的な立場で相談員をやっておられる場合が多い。そういう実態を見ていると問題解決のニーズに対して、政策として本気で応えようとしているのか疑問に思ってしまう。法テラスもどれだけ本気でやろうとしているのか見守らなくてはいけないと感じた。

大阪府では法律相談委託料を削っていつているという話が少しでていたが、実際、自治体側は財政難であり、相談機関として、相談を振られても十分に受けられない自治体が出てきている可能性が高い。急いでいる相談をどこまで先延ばしにできるのか、相手の立場に立つと気になるところである。

お金がないのでしょうかがないという話なのか、それとも本当にサポートし

ていかなければならないと考えているのか、自治体がそんな状態である中で、法テラスの役割として、振るだけでこと足りるのかということを考えないといけないし、自治体側の受ける能力、キャパシティを考えているのかが問われる。

今日の説明では、認知度と利用者数だけの紹介であったが、本当は、問題解決がどのように行われているのかが重要であって、その話が紹介されなかったことがとても気になるところである。

それと、もう一つは、中央のコールセンターで、ものすごい数の相談を受けておられるので、法テラスには、相当数の情報があるということになる。

法テラスとしての役割として、その情報をどこまで社会に還元していくのか。トラブルが起きてから解決するというのが司法の役割ではあろうが、トラブルが起きないようにしていくということが必要であると思われる。司法は司法だからとするのか、行政の問題としてつなげていくのかを考えていかなければならないと思われる。

そのために、法テラスは、振り分けた後の実証的研究をし、情報還元のあり方を検討する必要があるのではないかと思う。

◇：私は、以前、相談するところを電話帳をめくって探したことがあった。そのような時に法テラスのような機関があればありがたいと思う。

従来からある様々な窓口と法テラスがどのように機能していくのかということが大切である。また、困ったときの窓口を充実させながら、困ったらここを見る、というようにしていくことが必要だと思うし、いかに利用しやすくするのが大切である。

相談しても解決に至らなければ意味がないといわれるのは、大きなことではあるが、法テラスのような機関はあった方がいいと思う。一市民としては、何か困ったときにきっかけになればありがたいと思った。

◇：法テラスの存在をまったく知らなかったが、このような組織が存在する限りは、利用する利用しないは国民の勝手であるが、あるということを知ってもらおうと

いう努力は必要であると思う。ただ、受入能力や予算の問題もあるので十分検討して周知していけばいいと思う。

法テラスという名前は確かにわかりにくいので、聞けばわかるような名前にすればいいと思われる。

法テラスは、いい役割を果たしており、将来的には、たらい回しにならないように、法テラスと紛争解決センターなどが結びついていくことが大事であり、認知度を上げることも重要である。

私としては、このような機関があるのは嬉しいし、貴重だと思う。

◇：何かニュースがないと、窓口があるというだけではなかなか取り上げづらい。法テラスについて、新聞で記事になったことはあると思うが、新聞社の中でもわかっている人間は少なく、相談窓口ではなく解決窓口だと思っている人は多いと思われる。

○：司法へのアクセスを良くしようと法テラスができたので、これでよくなったと思っていたが、今日のお話によると、ネーミングの悪さ、宣伝の悪さ、実態がわからないのでなかなかアクセスしにくいという話がでてくる。結局、アクセスポイントを作って司法へのアクセスを良くしようとしたが、そのアクセスポイントへの窓口へのアクセスをまた良くしないといけなくていいこととなってしまい、二度手間という感じとなって無駄になっているような感じである。

一方では、裁判所もアクセスを良くするためにHP等を活用して手続きについて解説をしたり、基本的な書式をダウンロードできるようにしたりと努力をしている。

全体から見ると二重の手間を掛けてアクセスを良くしようとしているが、それだけ今までの司法へのアクセスが悪かったということかもしれない。こういったことをどのように解決していくのか。法テラスを周知しなければならないし、もっともっと直接アクセスできるルートについても周知していかなければならないと感じた。

○：法テラスについて、いろいろな問題があるといえども、統計をみると、コールセンターだけでも20万、30万件という問い合わせがあるので、かなりの数の法的なニーズがあると言える。認知度が20%から30%へと10%増えただけでもかなりの大きな影響があるところであるので、法テラスでもその点も考慮して周知していくべきである。

どこで何をしたらいいのかわからない人はかなり多いと思われ、そういう意味では法テラスの存在意義は大きいと思われる。

法テラスに相談しても、また別のところを紹介されるという問題は確かにあるかもしれないが、現在の態勢では一定程度仕方がないことだと思っている。ただ、最前線のところで得られた情報は、何かの形で次の機関につなげていけるような方法や情報の共有などを考えなければならないと思う。

そして相談を望む人の要望に沿うような改善ができないかと思う。ネットワークということを踏まえると裁判所も関与していかなければならないと思う。

■：10年あたりのスパンでみると、我が国の経済状況は著しく変わっていつている。特に家裁にいるとよくわかるところであるが、地域の復元力、地域力が弱くなっている。平成5年にアメリカに行ったが、そのときの状況とよく似ている。家庭裁判所では、少子高齢化や少年の問題があり、地方裁判所では、経済システムが変わっていく中で、どのような紛争解決システムを作っていくのか、あるいは弁護士会でどのようなサポートをしていくのかを考える時期が来ている。訴訟を提起されても、ADRに振り分けるということも必要になってくる。

訴訟では、コンピューターのソフトウェア開発に関する訴訟が、将来的には大きな問題となってくると思われる。もう一つは、経済取引が従来の取引形態とは大きく異なっており、企業の結合、再編のほか、金融商品も様々なものが現れている。そういう問題を法曹だけで解決していけるのかははなはだ疑問であり、どうしても専門家の知見が必要となってくると思われる。

そうした中で裁判所では、ソフトウェア開発のシステムが実際どうなってい

るのか、企業買収の際、問題となる企業価値といったものが、どのようなものかなど実態をふまえる必要があるため、訴訟を裁判所のADRである調停部にできるだけ集めるようにして、山口委員も含め専門家委員に入っただき研究していただいている。

医療や建築については専門部を作って裁判運営をしているところである。医療部では、分析も進んできており、弁護士会にも専門弁護士が増えてきており、法化社会に対応できつつあるが、IT革命グローバル化にはまだ対応できていない。いずれはADRと訴訟の振り分け問題、アメリカにあるように訴訟にきた紛争を強制的にADRにまわすというシステムも必要となってくると思われる、そういったいろいろな課題を検討していかなければならないと思う。

本日は、貴重な御意見をありがとうございました。

調停制度に対する意見については次回までの検討課題としたい。

7 次回の予定

- (1) 次回大阪地方裁判所委員会（第18回）開催日

未定

- (2) テーマ

裁判員制度の運用状況について

